

## 令和3年度第1回 横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年5月11日（火） 10時00分から12時00分まで
- 2 場 所 横浜市役所 18階会議室なみき 18・19
- 3 出席者 垣内 恵美子委員長、金子 伸二委員、竹森 順一委員、西田由紀子委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 議事内容

議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募団体面接審査               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 提案者プレゼンテーション</li> <li>(2) 提案者に対するヒアリング</li> </ol> </li> <li>2 本審査               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 応募団体欠格事項等の確認について</li> <li>(2) 審議及び採点</li> </ol> </li> </ol>
議事・ 委員意見等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定足数の確認 委員数4名のうち4名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</li> <li>(2) 本委員会の公開・非公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条及び横浜市民ギャラリー指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条に基づき、「応募団体面接審査」は公開、「本審査」は非公開とした。</li> </ol> </li> <li>2 応募団体面接審査 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団・西田装美株式会社 共同事業体による提案書のプレゼンテーションの後、委員による質疑を行った。               <p>&lt;主な質疑応答&gt; (以下「・」: 委員、「→」: 提案者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式12「基本方針」のなかで、「変わる勇気」という記載があり、施設運営面について変わる部分を指す言葉だと思うが、具体的に伺いたい。</li> <li>→市民ギャラリーは平成26年に移転してから7年目となる。この期間で様々な課題が見えてきた。課題に対するお客様からのご意見や調査等のデータを基にして最適な運営を行いたいと考えている。そのような主旨で「変わる勇気」と記載しており、その代表的な内容として秋冬時間の導入の検討をしている。</li> <li>・様式14の組織、運営について、これまでは事業責任者と運営管理責任者の2名の配置があったが事業、運営管理ともに副館長が責任者に位置付けられているのはなぜか。また、施設維持管理従事者の人数配置が多くシフトが組まれている理由や狙いは何か。</li> <li>→共同事業体のうち館長は財団が担うことになるが、施設維持管理責任者との調整等をする責任者を副館長として明確に配置した。また、第三期の提案時は経験豊富な職員を事業責任者として配置し、3名の職員を担当としていた。今回は副館長を責任者とし、事業担当者を4名配置した。 設備管理や警備等は専門性が高く、労力や神経を使う業務であるうえに職員が高齢</li> </ul> </li> </ol>

化しているため、週 40 時間のフルタイム勤務は馴染まないと考えている。そのため、担当者を複数人配置し、交代制のシフトを組んでいる。また、清掃と警備担当者の職責は従来通り配置している。

- ・事業面では使命 1 のなかで U35 若手芸術家支援事業の今後の成果に非常に注目している。この事業は自主事業と貸館事業のどちらか。また作家の選定の基準や観点はどのようなものか。

→この事業は、名義として共催は出すが貸館事業に位置付けている。この事業のきっかけは若いアーティストとの対話であった。地下一階の展示室が現代アートに向いているが、知っている方が少ないということが分かった。施設利用を促進するために施設として可能な方法等を検討した結果、貸館事業として展開することとした。選定の基準は設けていない。35 歳以下で施設利用が初めての作家の方であれば基本のご相談を受ける。現在はある程度の実績がある方から応募をいただいている。

- ・今回の提案のなかで新しい魅力的な提案が多くあるうえで、質を担保すると考えた場合、仕事量と人的配置のバランスはどのように考えているか。

→今回の提案のなかで新しい取組として位置付けたものは、地域のつながりや、他者と協働する事業が主となる。このため、外部の資源を有効に活用しながら事業を進める。

- ・鑑賞サポーターを事業ごとに募集すると書いてあるが、単発ではなく主体性を持ったボランティアの方が参画することや、市民の協働による市民アートボランティアの育成について将来的に考えているか。

→ボランティアについて、移転前は通年でボランティア歴の長い方に活動していただいていたが、メンバーが固定化、高齢化していたため、移転後に事業ごとに募集することとした。参画することについて、現在の活動のなかでグループワークを行い、ボランティアの目的に対する取組について一緒に考えながら行っている。展示説明も自発的に考えていただいている。

- ・コロナ感染症対策におけるリスク管理について、総力を挙げて対応することだが、衛生管理にかかる管理資格をもつ担当者や、館長以外の責任者はいるか。

→館長が資格を持っているわけではない。共同事業体のうち施設管理を担当する西田装美は病院関係の業務経験がある。その分野に関する知識を活かしながら、共同事業体として連携し安心して運営している。

- ・代表団体である横浜市芸術文化振興財団は、公益財団法人であることから公益性も求められると考える。コンプライアンスを維持するための具体的な取組をしているか。

→当財団は、要綱、指針、マニュアル等を定め研修を行っているほか、責任職が月 1 回コンプライアンス委員会を開催したり、業務の中でコンプライアンスにかかる注意事項を職員間で共有したりしている。また、事務局に担当職員が配置されており、直接通報が出来るようになっている。

- ・コンプライアンスと関連して、ガバナンスという面で外部の目線や女性目線といった様々な視点からの組織管理体制のチェックはどのように行っているか。

また、上場会社では役員のうち半分以上は外部役員を占めるように指導されている状況があるなかで、貴団体の外部理事の比率が低いという認識を持っているのがいがかが。また、監査報告書の監事 2 名のうち 1 名のサインしかないのはなぜか。

→持ち帰り確認する。

・様々な事業への取組が具体的に5年間の収支にどのように反映されているか。  
→来期の新たな取組はイベントを増やすことはない。地域と連携をする、貸館事業を充実させるなどの事業なので事業収入及び支出ではなく、利用料金収入に反映されている。収入の設定金額は平成30年度に近い金額である。そこを目指す意味で設定している。

・5館連携について、劇場や図書館など活動内容が異なる施設と連携することは様々な面で問題が生じると認識している。具体的な現状をお聞きしたい。  
→初めに5館で要綱を作成し、継続的に行う取組であるという認識を共有した。その施設ごとの特性があり、来館者の利用目的も異なる。各施設の強みや特性とすり合わせて、年2回程度、回遊性のあるイベントを計画していた。その直後、コロナ感染症の影響があり、イベントは開催していない。  
代替え策として、散歩マップを作成した。5館を回るだけでなく、このエリアに親しんでいただくことを目的とした。この事業のつながりから、音楽堂と市民ギャラリーが連携したワークショップ等の企画案を検討中である。

・今後もコロナのネガティブな影響は長引くと想定されるが非常に積極的な予算を組んだことは評価できる。収益性を上げるために助成金の獲得、協賛、広告の手段が考えられる。この項目について実現可能なものはあるか。  
→コロナの影響で収支は大変苦しい状況である。収支予算書については通常時の提案をする旨の記載があったため提出の通りとなった。感染症等のリスクが生じた場合には、市と協議のうえ運営を進めることとしている。

・コロナ感染症の影響で多くのミュージアムがアーカイブ化、コンテンツ配信を進めている。データベースの充実やアーカイブ化の促進についての考え方を教えてほしい。  
→著作権法の変更があり、サムネイル画像であれば一定の範囲の掲載が可能となった。今後、確認をしながら掲載可能な作品について画像を追加する予定である。この作業は通年のインターン制度のなかでアーカイブ業務補助を提案している。

・様式14の秋冬時間導入の説明のなかで、来館者と送迎車の利用人数の相関は特になのか。また、送迎車委託費の縮減等に対して考えはあるか。  
→送迎車の利用者数は定員9名で、来館者が多い時期でも一定の制限がかかるため、来館者と必ずしも相関しない。来館者が多い時期は、大きな展覧会の多い下半期である。送迎車の運行については利用者の展示時間設定等により運行を調整し、ホームページで周知している。

### 3 本審査

- (1) 応募団体について、応募団体の欠格事項のうち、市税等の滞納がないこと及び暴力団又は暴力団経営支配法人等ではないことが確認された旨を事務局から報告。
- (2) 提案書類及び面接審査の内容を踏まえ、委員による意見交換、各評価項目の採点を行った。

#### 【審査結果】

・提案者：公益財団法人横浜市芸術文化振興財団/西田装美株式会社 共同事業体  
総得点635点/880点（委員4名×持ち点220点）

なお公募要項に、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計200点満点の6割以上）を満たすことが必要である旨の記載があり、4名全ての委員の採点がこの基準を満

	たしていることを併せて確認した。
審査結果	応募団体:公益財団法人横浜市芸術文化振興財団/西田装美株式会社 共同事業体を指定候補者として横浜市長に報告する。 なお、審査結果及び講評は、本日の意見を集約し、委員長確認のうえ報告書にまとめる。